

新居浜市消防団加入促進 PR 動画等制作業務
公募型プロポーザル実施要領



令和8年6月
新居浜市消防本部消防総務課

1 目的

本要領は、新居浜市消防団加入促進PR動画等制作業務を委託により実施するに当たり、企画提案内容及び業務遂行能力等を総合的に評価し、本業務に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

新居浜市消防団加入促進PR動画等制作業務

(2) 業務内容

別紙：「新居浜市消防団加入促進PR動画等制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(4) 契約上限額

3,564,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 事業担当課

〒792-0025 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市消防本部消防総務課

TEL 0897-65-1340（直通） mail syoubosoumu@city.niihama.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、新居浜市（以下「本市」という。）に令和7・8年度入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定（認定期間が有効であること。）されており、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）であると認められること。

(2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (3) 四国内に本店または支店を有すること。
- (4) 国又は地方公共団体から、過去5年間（令和3年～令和7年）に今回提案する内容と同等又は類似のプロモーション業務を受託した実績があり、かつ、当該業務を履行した実績を有していること。

4 スケジュール（一部予定を含む。）

内 容	日 時
公告日	令和8年6月29日(月)
質問受付期間	令和8年6月29日(月)～ 令和8年7月9日(木)
参加表明書提出期間	令和8年6月29日(月)～ 令和8年7月9日(木)
質問回答期限	令和8年7月13日(月)
参加資格確認結果通知	令和8年7月13日(月)
参加資格がないと認められた者の 説明請求期限	令和8年7月15日(水)
説明を求めた者への回答期限	令和8年7月17日(金)
企画提案書等の提出期間	令和8年7月14日(火)～ 令和8年7月27日(月)
審査 (プレゼンテーション・ヒアリング含む)	令和8年7月30日(木)
選定結果の通知	令和8年8月3日(月)
業務委託契約締結	令和8年8月10日(月) (予定)

5 提案公募関係資料の配布

- (1) 配布資料
- ア 本要領
 - イ 仕様書
 - ウ 申請関係様式
 - (ア) 参加表明書（様式第1号）
 - (イ) 業務実施体制及び実績調書（様式第2号）
 - (ウ) 辞退届（様式第4号）
 - (エ) 質問書（様式第5号）
 - (オ) 企画提案書（鑑）（様式第6号）
 - (カ) 見積書（様式第7号）

(2) 配布方法

本市のホームページ (<https://www.city.niihama.lg.jp/>) のトップページ上の「組織でさがす」から事業担当課である消防総務課のページを展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

(3) 配布期間

公告日から令和8年7月9日(木)までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内

(4) 配布場所

2の事業担当課

6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年7月9日(木)午後5時15分まで

※受付時間は、市の執務時間(日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで)とする。

(2) 提出場所

「2事業の概要(5)事業担当課」

(3) 提出方法

本要領に基づく企画提案書の提出を希望する者は、提出場所に次の関係書類を持参又は郵送(配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。)すること。

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 業務実施体制及び実績調書(様式第2号)(過去5年間(令和3年～令和7年)の実績については、記載した事実・内容が客観的に把握できる書類(契約書、仕様書の写し等)を添付すること。)

ウ 会社の概要がわかる資料

(4) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和8年7月13日(月)までに事業担当課から公募型プロポーザル資格確認結果通知書(様式第3号)により通知する。

なお、提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合、又は参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出後、参加を辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を提出すること。

7 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、副市長に対して参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、令和8年7月15日

- (水) 17時15分までに当該書面を持参又は電子メールにより提出しなければならない。
- (2) 書面の提出先
「2事業の概要(5)事業担当課」
- (3) (1)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和8年7月17日(金)
17時15分までに、書面(電子メール)により回答する。

8 提案等に関する質問

- (1) 提出期限
令和8年7月9日(木)午後5時15分
- (2) 提出場所
「2事業の概要(5)事業担当課」
- (3) 提出方法
質問書(様式第5号)を作成し、「新居浜市消防団加入促進PR動画等制作業務」という件名を付けた電子メールにて提出すること。
- (4) 到着確認
到着確認のため、電子メール送信後、当日又は翌開庁日までに、市の執務時間中(日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで)に事業担当課まで電話連絡をすること。
- (5) 質問に対する回答
令和8年7月13日(月)17時15分までに質問者へ書面(電子メール)で回答するとともに、事業者名を伏せて、質問と回答の内容を事業担当課のホームページに掲載する。ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
「6参加表明書等の提出(4)企画提案者の選定」において、参加資格を有する旨の通知があった者は、期限までに次のア～ウを提出すること。
- (ア、イは原本を1部、写しを8部それぞれ提出し、ウは原本を1部提出すること。)
- ア 企画提案書(鑑)(様式第6号)
- イ 企画提案書
仕様書及び11(1)選定基準を参照の上、業務実施に当たっての考え方や手法、映像の構成と展開、視聴者の興味関心の醸成につながる工夫、業務の実施体制、業務工程表及び価格等を提案する。
- (ア)用紙サイズ:A4版(一部A3版折込み可)、縦型・横書き・片面・左とじを基本とすること。

新居浜市消防団加入促進 PR 動画等制作業務
公募型プロポーザル実施要領

- (イ) 記号・略称等を使用する場合は、審査者が十分に理解できるよう配慮すること。
- ウ 見積書（様式第7号）
- (ア) 宛先は「新居浜市副市長」、件名は「新居浜市消防団加入促進PR動画等制作業務」とする。
- (イ) 仕様書に基づき、制作業務に係る全ての費用（税込・捺印）を提出すること。
- (ウ) 内訳書（様式は任意）を添付し、具体的な項目、仕様、数量、金額等を記載すること。
- (エ) 金額の訂正は認めない。
- (オ) 具体的な内容が不明なもの、明らかに対象経費とならないものが含まれる場合は、再提出を求めることがある。

(2) 提出期限

令和8年7月27日（月）午後5時15分まで

(3) 提出場所

「2事業の概要（5）事業担当課」

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと）すること。

※持参する場合の受付時間は、市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

10 審査（プレゼンテーション及びヒアリング等の実施）

- (1) 企画提案書等の審査は、新居浜市消防団加入促進PR動画等制作業務事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- (2) 委員会の委員は、委員会設置要領に基づき、本市職員で構成する。
- (3) 企画提案書等の提出後、委員会において、参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合には、辞退したものとみなす。
- ア 実施日時（予定）
令和8年7月30日（木） ※詳細については別途通知する。
- イ 実施場所
新居浜市消防防災合同庁舎 ※詳細については別途通知する。
- ウ 所要時間
1事業者当たり25分程度（提案要旨説明15分以内、ヒアリング10分程度）
- エ 出席者
一提案者につき3名までとし、業務責任者となる予定の者は原則出席すること。
- オ 留意事項
- (ア) ヒアリングに係る費用は提案者において負担すること。
- (イ) プレゼンテーション及びヒアリングは提出した企画提案書等を基に行うものとし、追

加提出は認めないこととする。

- (ウ) 機器（パソコン等）を使用する場合は提案者が準備すること。なお、プロジェクト及びスクリーンは本市で準備するので、機器（パソコン等）を使用する場合は、事前に連絡すること。
- (エ) プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書等の受付順とし、個別に行い非公開とする。

1.1 事業者の選定及び結果の通知

(1) 選定基準

委員会において、各参加者の企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、総合的に評価し、受託候補者の特定を行う。

ア 委員会における評価項目、評価事項は次のとおりとする。

No.	審査項目	選定基準	配点 (最低水準)
1	業務の理解度 (15点)	新居浜市消防団 PR 動画等制作業務の目的と内容を十分に理解し、適切な提案がなされているか。	15点 (9点)
2	提案内容 (50点)	映像要素として「問題提起」「事業の取組内容」が視覚的に明確に表現されているか。	10点 (6点)
		消防団のイメージアップによる加入促進につながるよう、ターゲット（視聴者）に適切に訴求する内容となっているか。	10点 (6点)
		映像だけでメッセージが伝わるような工夫があるか。 (ナレーションやテロップ等を活用する提案)	10点 (6点)
		視聴者を飽きさせず、引き込む工夫（音楽、効果音、アイコン等）を盛り込んでいるか。	10点 (6点)
		制作する動画の長さが、効果的な訴求を実現するために適切であるか。	10点 (6点)
3	業務遂行能力 (20点)	業務遂行能力を備え、適切な業務体制が整っているか。	10点 (6点)
		実施スケジュールが現実的で、期限内に完了可能であるか。	10点 (6点)
4	業務の実績 (5点)	類似業務において実績があり、企画力、専門性、独創性を活かした成果を上げているか。	5点 (3点)
5	提案価格 (10点)	提案内容と照らし合わせて、妥当かつ適正な価格であるか。	10点
合 計			100点

イ 各審査委員の採点の合計点（以下「得点」という。）が高かった提案事業者を受託候補者として特定する。なお、得点が同点であった場合は、委員会で協議の上、委員長が決定する。

ウ 参加者が1者になった場合でも審査を行い、最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準以上であれば、受託候補者として特定する。

(2) 審査結果

ア 審査結果は、全ての提案者に書面（様式第8号又は様式第9号）を通知する。

イ 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。

ウ 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、随意契約により契約を締結するものとする。

エ 受託候補者として特定された者との契約締結に関する交渉が合意に至らなかったとき、又は契約締結までの間に「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、審査結果が次点の者から順に繰り上げて特定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行う。

オ 選定審査及び採点の結果は非公開とする。

カ 受託候補者決定後、本市ホームページに事業者名を公表する。

1.2 提案公募の中止等

やむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと、本市が認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、企画提案参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責任を負わない。

1.3 その他留意事項

(1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提案書作成に係る不正行為や虚偽の記載が認められた場合

イ 実施要領に違反した場合

ウ 企画提案書に不備、錯誤等があり、再提出を指示したものにかかわらず、期限内に提出されなかった場合

エ 最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

(2) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て企画提案参加者の負担とする。

(3) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。

(4) 書類の著作権は企画提案者に帰属するが、本市が公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できることとする。

(5) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。

新居浜市消防団加入促進 PR 動画等制作業務
公募型プロポーザル実施要領

- (6) 本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできない。
- (7) 仕様書については、内容を逸脱しない範囲で、事業実施までに、特定された企画提案書に応じた仕様書へと変更することがある。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (9) 契約の締結に当たっては、本市が用意する契約書を使用する。
- (10) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。